



那須

1

月号
No.701

2018年(平成30年)

「那須御用邸犬」と迎える戌年
表紙シリーズ ～はたらく動物たち～



謹賀新年

目次

■タウントピックス	P.2
■カメラスケッチ	P.18
■みんなの広場	P.20
■ほげんだより	P.22
■生霊学習だより	P.24
■読者委員会だより	P.29
■タウンinformation	P.30
■「救生石」物語	P.34

新春のごあいさつ



明けましておめでとう、ございます。皆さまには、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、6月には日本最高峰の自転車ロードレースが黒田原で開催され、晴天にも恵まれ多くの観客が訪れました。

また、第2回「山の日」記念全国大会の会場に本町が選ばれ、8月11日に記念式典や歓迎フェスティバルなどが町内で盛大に催されました。自然豊かな本町の魅力を全国に向けて発信することができたと思います。こうした全国規模のイベントを迎えるにあたっては、地元企業や町民の皆さまのご協力は欠かせないものであり、皆さまのあたたかいご理解に對しまして、改めて感謝申し上げます。

さて、「みどり輝き活気と笑顔あふれるまちふるさと那須」を目指す那須町振興計画の策定から3年目を迎える本年も、高齢化に伴う医療・介護等の社会保障費の増加が見込まれるほか、人口減少問題への取組みとしての定住促進、地方経済の活性化、観光業や農林業の強化、福祉・子育て支援や教育環境の充実など、山積する各課題への対応が求められています。

本計画で重点的な取組みに位置付けている「定住（移住）を促すまちづくり」・「子育てしやすいまちづくり」に関しては、転入者が町内で住宅を購入する際に補助金を交付する制度や、若者向け町営住宅として建設された戸建定住促進住宅に子育て割引制度を設け、若者と子育て層の定住対策に取り組んでいます。

農業の活性化については、昨年4月に農業に関する総合窓口として那須町農業公社を設立しました。さらに、農業後継者に対する支援事業を創設し、農地の集積、農業経営の拡大、担い手の育成と確保等の更なる強化を図ります。

また本年は、栃木デザイン・シヨンキャンペーンが本格展開される年です。国内外から訪れる多くの人々をあたたく迎える「お

もてなし観光」を官民一体となって進め、更なる観光誘客に取り組みんでいきます。

福祉政策においては、介護予防・日常生活支援総合事業の開始や子育て世代包括支援センターの設置など、地域と社会が高齢者の生活や子どもたちの成長を見守っていく仕組みを構築したところで、円滑な運営に向けて関係機関との連携を図っていきます。

今後も将来を見据えながら、これらの施策を着実に推進し、行政と町民が一体となった持続可能なまちづくりに取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

ここで、私事ではございますが、9月24日からの3カ月間余り、脳出血によって入院を余儀なくされ町政から離れることとなり、町民の皆さまには多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。不在の間も滞りなく町政が運営できたことは、町民の皆さまはじめ、町議会、関係者の支援によるものであり、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

結びに、この1年が皆さまにとりまして幸多き年となりますよう心からお祈り申し上げます。年頭のあいさつとさせていただきます。

那須町長 高久 勝

戸建町営住宅 グリーンハイツ田中 リビナス 入居者募集・現地見学会の開催のお知らせ

町が販売しているグリーンハイツ田中分譲地内に、若者向けの定住促進住宅を建設しています。2戸の戸建町営住宅の入居者の募集と、現地見学会を開催します。

住宅の概要

- ▼所在地 寺子乙1232番地
(グリーンハイツ田中地内)
- ▼間取り 3LDK木造2階建て
オール電化
- ▼戸数 2戸
- ▼家賃 月額50,000円
- ※18歳以下の扶養親族がいる場合は1割引きの家賃が適用され月額45,000円になります。

入居申込み

- ▼入居資格
 - ・世帯主の年齢が40歳未満で配偶者を有する方
 - ・町税等の滞納がない方
 - ・一定額以上の収入がある方
 - ・5年以上継続して入居できる方など

申込方法

- 入居申込書に次の書類を添付の上、ふるさと定住課に提出してください
- ①入居予定者全員分の住民票の写し(本籍・続柄の記載あり)
- ②収入を証明する書類
- ③納税証明書または非課税証明書
- ④履歴書(所定の様式に記入)

⑤誓約書(5年以上居住の確認)
※②・③は夫婦分が必要です。

※申込みは2戸ある住宅の中から入居希望住宅を1戸のみ選択して申し込んでください。一世帯につき一申込みとします。

申込期間

1月10日(水)～2月23日(金)
(土日・祝日を除く)

午前8時30分～午後5時

▼入居の決定 申込書などの内容を審査し、入居の可否を連絡します。申込者が多数の場合は抽選で決定します。

▼入居予定 平成30年4月

▼譲渡 20年間継続して入居した場合、土地と建物が無償譲渡いたします。ただし、入居期間中に家賃・税金等の滞納があった場合は、譲渡しません。

その他

- ・犬や猫などの動物を飼うことはできません。(厳禁)
- ・電気、水道、電話等の手続きは入居者が行ってください。

現地見学会

当日現地にお越しください。

▼日時 2月10日(土)

午前10時～午後3時

▼場所 グリーンハイツ田中分譲地内住宅建築現場

▼問合せ ふるさと定住課住宅政策係 ☎(72)6955



D棟(区画No.15)



E棟(区画No.14)



(株)ホテルサンバレー那須 地球温暖化防止活動 環境大臣表彰を受賞



成29年度 地球温暖化防止活動環境大臣表彰



12月4日東京都千代田区で、平成29年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰の表彰式が行われました。

(株)ホテルサンバレー那須は、平成27年に関東初となる温泉バイナリーサイクル発電所を建設し、温泉を発電に再利用することで約39トンの二酸化炭素を削減し、その活動が認められ、対策技術先進導入部門で表彰されました。

今後は発電所で使用した冷却水をビニールハウスの熱源として利用し、夏秋イチゴ等の生産と農業の6次産業を計画しています。化石燃料や二酸化炭素の削減、低炭素社会の理解促進が期待されます。

12月議会定例会 13議案を可決

那須町田中複合施設設置 及び管理に関する条例の制定など



平成29年第5回那須町議会定例会が11月30日から12月8日までの9日間開催され、13議案が可決しました。

可決された主な議案は、次のとおりです。

【那須町田中複合施設設置及び管理に関する条例の制定】

平成26年3月をもって廃校になった田中小学校の校舎を改修し、町民の健康づくり、地域福祉の向上、教育・文化の振興、中小企業等の振興を図る施設として再利用をします。その設置及び管理に関する条例を制定しました。

【那須町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例】

グリーンハイツ田中宅地分譲地内の戸建定住促進住宅を新たに2棟建設することから、設置及び管理に関する条例の一部を改正しました。

【平成29年度那須町一般会計補正予算】

ふるさと那須町応援寄附金のお礼の品代に要する費用の増額や歴史探訪館の空調入替に係る工事に要する費用の計上などにより、歳入歳出それぞれ1億9千5百万円を増額しました。これにより、平成29年度の予算総額は、124億1千730万円となりました。

3月25日(日)は那須町長選挙の投票日です

▼告示日 3月20日(火)

▼投票日 3月25日(日)

▼投票時間 午前7時～午後8時

▼投票できる方

①平成12年3月26日以前に生まれた方

②平成29年12月19日以前に那須町に転入し、引き続き3ヶ月以上

那須町に住民登録している方

▼持参するもの 入場券

※入場券は3月20日以降に郵送します。

【期日前投票】

投票日に、仕事や旅行などで投票に行けない時は、期日前投票ができます。

▼期間 3月21日(水)～24日(土)

▼場所・投票時間

○那須町役場

午前8時30分～午後8時

○高原公民館

午前9時～午後6時

※期日前投票所によって投票時間が異なりますのでご注意ください。

【滞在先での不在者投票】

仕事や旅行等で町外に滞在先の方は、滞在先の選挙管理委員会に不在者投票ができます。

▼不在者投票の流れ

①「宣誓書兼請求書」で投票用紙を那須町に請求する。(請求書

は選挙人本人が自署すること)
②滞在先(送付希望先)に投票用紙が届く。

③滞在先の不在者投票記載所に投票用紙を持参し投票を行う。

※手続きは郵送で行うため一定の日数を要します。また、「宣誓書兼請求書」は選挙が近づくとHPからダウンロードできます。

【指定病院等での不在者投票】

病院や介護施設(都道府県選挙管理委員会指定施設)などに入

院、入所している方はその病院、施設等で不在者投票ができます。

※病院・施設の担当者にお問い合わせください。

【郵便等による不在者投票】

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方もしくは介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方で、郵便等投票証明書の交付を受けている方は、郵便等

による不在者投票ができます。

※郵便等による不在者投票ができる方は、身体障害者手帳等の等級、障害の部位及び程度により限られます。また、事前に郵便等投票証明書の交付申請し証明書の交付を受けておく必要がありますので、詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

▼問合せ 選挙管理委員会事務局

☎ 76927

町県民税・所得税の申告相談会

■申告期間:平成30年2月15日(木)～3月15日(木)(土・日を除く)

町県民税は、私たちの日常生活に身近なかかわりをもつ県や町の仕事のための費用を、住民の方がその負担能力(所得)に応じて分担し合うという性格の税金です。申告が必要な皆さんが自ら所得を申告し、所得に応じた税負担をしていただくことは、課税の公平性を維持するために重要なものです。

つきましては、下記の日程により申告相談会を開催しますので、申告期限内に正しい申告をされますようお願いいたします

平成30年度 町県民税申告日程表

会場	期日	曜日	区 域	
			午前(午前8時30分～正午)	午後(午後1時～午後4時)
伊王野基幹 集落センター	2月15日	木	東岩崎 睦家 梁瀬	沼野井 稲沢
	2月16日	金	上町	下町 上郷
	2月19日	月	大和須 大畑	菘沢 梓
芦野基幹 集落センター	2月20日	火	寄居本郷 寄居大久保 明神 中重 山中 中の川 新道 白井	下芦野 唐木田 上野町 川原町 三ヶ村 黒川 大平 塩阿久津下 西坂 吉の目 芦野団地
	2月21日	水	豆沢 高瀬 峯岸 板屋 大ヶ谷 上下田	仲町上・中・下 横町上・下 新町上・下
高原公民館	2月22日	木	湯本本町 大町 旭町 東町 占勝園 元湯 奥那須	那須高原 湯本仲町 川向町 西町 見晴町 遅山町 上半俵 下半俵
	2月23日	金	蕪中 室野井 六斗地 横沢	宇田島 広谷地 守子 伊藤台
那須町 文化センター	2月26日	月	漆塚上・下 喜和田 大石	北条 山梨子 穂積 戸能 新田
	2月27日	火	高久団地 前原団地 上の原団地 よささ みやび 長南寺 藤塩 大日向	上の原 黒田団地 茗ヶ沢 田代 喰木原 高久
	2月28日	水	池田 大深堀	松子1・2 松田 一ツ樅 ロイヤルバレー
	3月1日	木	新西原 橋本町 愛宕前 上瀬縫 下瀬縫 本郷1・2	廻り谷 渡久保 新高久 芦の又 丸山
	3月2日	金	逃室1・2・3 新逃室 針生	千振 千景園 吉田上・下 松沼
	3月5日	月	田島 高津 柏沼 二枚橋 豊津 中原	トラビスト 綱子 夕狩 常夕狩 新夕狩 荻久保 東観
	3月6日	火	桜久保 後藤橋 弓落 茅沼 岡室	柏台 大谷 北沢 小深堀
	3月7日	水	大沢 矢の目1・2 弥次郎 旗鉾	菱喰内 薄室 筒地 あたごハイツ
	3月8日	木	大同 七曲 慈生会 黒木 五十里	大島1・2 小島1・2 木戸 水原 成沢
	3月9日	金	上川 羽原 狸久保 東狸久保	秋山沢 柏 小羽入 新小羽入 下川 前原 前久保 立岩
	3月12日	月	時庭 落合 田中 追田原 石住 西田	松の倉 茶臼 新黒田 旧黒田
	3月13日	火	西大久保 水塩大久保 塩阿久津上 法師畑	幸町1・2・3
	3月14日	水	相生町1・2・3	本町1・2・3
	3月15日	木	音羽町1・2・3・4	

- ◎ 申告相談受付の整理券は、[午前の部]は午前8時から、[午後の部]は正午から配布します。
- ◎ 混雑状況によっては、午前中に来庁しても午後からの受付になる場合があります。
- ◎ 青色申告の方、雑損控除がある方、建物の売却による分離譲渡所得がある方、贈与税・相続税等の申告がある方は、大田原税務署で申告してください。

確定申告書が郵送で届いている方へ ～はがきでお知らせしています～

平成29年分の確定申告から申告書等用紙の送付を一部省略しています。平成28年分の「所得税及び復興特別所得税」または「消費税及び地方消費税」の確定申告書を次の相談会場で提出した方には、「確定申告のお知らせ」のはがきが送付されます。

■はがきのみ送付となる方

- ・税理士会による無料申告相談会場
- ・地方公共団体による申告相談会場
- ・青色申告会による相談会場

申告が必要な方



平成29年中に所得があった方

平成30年1月1日現在、那須町に住所があり、平成29年中に、次に該当する収入（所得）や控除がある方は申告が必要です。

- ・事業所得（営業・農業）、不動産所得、譲渡所得、一時所得、雑所得等がある方
- ・給与所得者で給与以外の所得がある方、または2力所以上から給与を受けた方
- ・給与所得者で年末調整を受けなかった方（中途退職された方等）
- ・給与所得者で、年末調整では控除できない医療費控除や住宅借入金等特別控除等を受ける方

公的年金を受給している方

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

ただし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、公的年金の源泉徴収票に記載されていない次の各種控除を受ける方は町県民税の申告が必要です

- ・年金天引き以外で支払った社会保険料（国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料等）がある方
- ・生命保険料や地震保険料を支払った方
- ・配偶者や扶養親族の控除をする方
- ・本人または控除対象配偶者、扶養親族が障害者手帳を持っている方
- ・寡婦もしくは寡夫の方（寡夫は扶養親族である子がいる場合）
- ・医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除をする方等

※申告がない場合、町県民税が高く計算されることがあります。

所得（収入）がなくても町県民税の申告が必要な方

所得がない人の申告は、本庁税務課または各支所です時受け付けています。次に該当する方は所得がなかったことを申告してください。

- ・児童手当等の各種手当または給付金を受ける方や、国民年金の免除申請をする方
- ・所得証明書や非課税証明書が必要な方（会社の社会保険の被扶養者になつている方等）
- ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方等

※所得が一定額以下の場合、国民健康保険税の軽減措置の適用がある

りますが、申告がないと受けることができません。

申告が必要か分からない方

申告が必要かどうか確認したい方は、給与や公的年金の源泉徴収票をお手元にご用意のうえ、お問い合わせください。

申告に必要なもの

○確定申告書、収支内訳書、はがき（税務署から事前に送付を受けた方のみ）

○マイナンバーカードまたは番号確認書類（通知カード、マイナンバーが記載されている住民票）

○10身元確認書類（運転免許証等）

※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者についても、マイナンバーの記載が必要です。

ただし、番号確認書類及び身元確認書類の添付は必要ありません。

○給与・公的年金等の平成29年分の源泉徴収票や、事業所得に伴う支払調書（コピー不可）

※源泉徴収票を紛失した場合は、申告までに給与や年金の支払者に再発行してもらってください。

- 各種控除証明書（生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料・個人年金保険料・社会保険料・国民健康保険税・国民年金保険料・農業者年金保険料等）

○障害者手帳または障害者控除対象者認定書（本人または家族で障害者控除の適用を受ける方）

○印鑑

○申告者本人の預金通帳（所得税の還付を受ける方や、新規に口座振替を申込む方は通帳と通帳印が必要です）

○その他関係書類（申告の内容により添付書類がそれぞれ異なりますので、事前にご確認ください）

注意事項



申告相談会場は大変混み合います。領収書等はあらかじめ自宅で集計するなどして、相談時間の短縮にご協力ください。また、申告に必要な書類が揃っていないと、正しい税額を計算することができません。日頃から必要書類の整理・保管を心がけましょう。

▼事業所得（営業・農業）、不動産所得

・収支計算の基礎となる領収書、帳簿等を必ず整理記帳して、お持ちください。

・収入や経費等を記帳していない方は、ご自身で計算した後に申告を受けていただくこととなります。

・平成26年1月からすべての事業（営業・農業）所得者、不動産



町県民税の申告相談会に関する問合せ ■ 税務課町民税係 ☎72・6903
 マイナンバーカードに関する問合せ ■ 住民生活課住民年金係 ☎72・6908

所得者に対し記帳・帳簿等の保存が義務化されました。作成した帳簿は7年間、請求書や納品書、領収書等の書類は5年間保存してください。

・新たに記帳を行う方や記帳の仕方が分からない方は、税務課にご相談ください。



▼医療費控除

・支払った医療費の領収書は、個人別、病院別に分け事前に集計してきてください。

・対象となる領収書は平成29年中に支払った分です（領収印の日付を確認してください）。例えば、12月分の入院費用を平成30年1月になってから支払った領収書は、今回の申告には含まれません。

・老人施設等の介護保険サービスに対する費用を医療費控除する場合、必ず「医療費控除の対象となる金額」が明記された領収書をお持ちください。（施設に医療費控除用の領収書を発行してもらってください）

・医療費に対して補てんされた金額（高額療養費や医療保険金等）がある場合は、その金額が分かるようにしてきてください。

▼住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

・平成29年中に入居し初めて控除を受ける方は、左記の書類が必ず要です。

①登記事項証明書または登記簿謄本（抄）本

②請負契約書（売買契約書）の写し

③住宅取得資金に係る借入金の年末高証明書
 ※増改築や中古住宅、認定長期優良住宅について控除を受ける際は、更に各種証明書が必要です。

・住宅の建築にあたって補助金の交付を受けた場合は、その金額が分かるようにしてきてください。

・土地についても住宅借入金等特別控除を受ける場合は、土地の①②も必要です。

・2年目以降も申告により住宅借入金等特別控除を受ける方（農業や自営業の方、年末調整が済でない方）は、③の年末高証明書と税務署から発行される住宅借入金等特別控除申告書をご持参ください。

※マイナンバー制度の導入により、平成28年分の申告から、原則として住民票の添付が不要となりました。



▼取用等により資産を譲渡した場合の特別控除の特例

・公共事業施行者の取用等により、土地、建物等の資産を譲渡した場合で特別控除の特例を受ける方は、左記の書類が必要です。

①公共事業施行者が交付した各種証明書（買取り等の申出証明書、買取り等の証明書等）

②契約書（土地、建物、移転補償）

③移転補償等に基づき支出した内容が分かる領収書
 ▼上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の税率

上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の税率は、左記のとおりです。

・期間 平成26年1月1日から
 ・所得税率 15.315%
 ・町県民税率 5%

※平成49年までは、復興特別所得税が含まれます。

▼その他

・申告書や収支内訳書等は、1月下旬から本庁税務課または各支所の窓口で用意します。

・申告期間中は、本庁税務課で申告を受け付けることはできません。（収入のない方の申告は除きます）

・ご自身で申告書を作成できる方は、完成した申告書を申告会場に持参するか、大田原税務署に直接提出してください。（大田

原税務署へは郵送で提出することもできません）

・申告書の作成は、国税庁ホームページの便利な「確定申告書作成コーナー」をご利用ください。申告書を印刷し書面で提出するか、e-Tax（国税電子申告・納税システム）のどちらかを選ぶことができます。

・e-Taxを利用するには、あらかじめ電子証明書の取得やICカードリーダーライターの購入が必要が必要です。

・以前に生じた損失を引き続き翌年に繰越控除したい方は、平成29年中に申告する所得がなくても、損失申告用の確定申告書を提出しなければなりません。（青色申告者の純損失、特定居住用財産や上場株式等に係る譲渡損失は3年、東日本大震災により生じた雑損失は5年間繰り越すことができます）

・町の申告会場で消費税申告書の作成はできません。消費税の申告は、大田原税務署で申告してください。



大田原税務署からのお知らせ



■大田原税務署 ☎0287-22-3115
〒324-8642 大田原市紫塚1-5-54

■「確定申告書等作成コーナー」ヘルプデスク ☎0570-01-5901
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」 <http://www.nta.go.jp>

平成29年分の 確定申告会場について

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり設置します。

▼会場 大田原税務署 別館

▼期間 2月16日(金)～3月15日(木)まで(土・日を除く)

▼受付時間 午前8時30分～

▼相談時間 午前9時～午後5時

※申告書の作成には時間を要しますので、午後3時頃までにお越しください。なお、会場の混雑状況により、受付を早めに締め切る場合があります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。

▼閉庁日対応 2月18日(日)・25日(日)
(宇都宮税務署のみ)

ご自宅等で申告書が 作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただく、自宅等で確定申告書が作成できます。印刷して書面で送付またはe-TAXで送信(事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。

復興特別所得税に ついて

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

医療費控除を 適用される方へ

平成29年分の確定申告書から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。

なお、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※医師等が発行した証明書は引き続き提出する必要があります。
(おむつ使用証明書等)

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

セルフメディケーション 税制が 開始します



健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等購入費(スイッチOTC医薬品)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

この特例の適用を受ける方は、次の書類の提出または提示をする必要があります。

「セルフメディケーション税制の明細書」および適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにするいずれかの書類

・インフルエンザの予防接種または定期予防接種の領収証または予防接種済証

・市町村のがん検診の領収証または結果通知表

・職場で受けた定期健康診断の結果通知表(「定期健康診断」という名称または「勤務先名称」の記載が必要です)

・特定健康診査の領収証または結果通知表(「特定健康診査」という名称または「保険者名」の記載が必要です)

・人間ドックやがん検診を始めとする各種健診(検診)の領収証または結果通知表(「勤務先名称」または「保険者名」の記載が必要です)

公的年金等を受給している 方の確定申告不要制度

公的年金の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

ただし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、控除の追加等により所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書を提出する必要があります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。



家屋の 確認調査について

町では、家屋表題登記や建築確認申請、航空写真を活用して家屋の新增築を把握するほか、定期的な町内を巡回し新增築又は取り壊し等の調査を行っております。

【家屋が新增築されている場合】

課税対象となる場合は、家屋調査をお願いする通知を送付します。なお、現況がよく確認できない場合は、直接訪問させていただく場合があります。

【家屋が滅失されている場合】

調査により家屋の滅失を確認した場合、原則として、滅失を確認した翌年度の課税台帳から削除します。なお、家屋を取り壊した年月日が確認できる滅失証明書等が



要介護認定を受けている方は 障害者控除を受けられる 場合があります

要介護認定を受けている方で次に該当する場合は、町が交付する「障害者控除対象者認定申請書」を提出することにより、税の申告の際に、障害者控除を受けることができます。

発行には手続きが必要です。

▼対象者 65歳以上で要介護認定を受けている方のうち、「障害者等であること」の認定基準に該当する方

※要支援1・2の方は除きます。

▼申請者 本人または本人を扶養申告する方

▼申請期間 1月15日(月)～3月15日(木)

▼申請場所 本庁1階保健福祉課

▼必要書類

・介護保険被保険者証・印鑑
・本人以外が申請する場合は、本人確認ができるもの(運転免許証等)

※基準があるため、要介護認定を受けている方が必ずしも対象になるとは限りません。

※身体障害者手帳をお持ちの方は、手帳により税の申告を行ってください。

※障害者控除認定証の発行には、20分程度お時間をいただきます。

▼問合せ 保健福祉課介護保険係
☎6910

住民の皆さまへお願い

ある場合は、遡って課税台帳から削除(最大5年間分)しますので、ご相談ください。

過年度に建築された家屋については、平成30年度の調査分から原則として遡って課税(最大5年間分)となります。毎年、郵送している固定資産税納税通知書内の説明細書の内容と家屋の現状に相違等がある場合は、ご連絡ください。公平で適正な課税を行うため、住民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

▼問合せ 税務課資産税係
☎6905

税の申告に係る国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の納付額確認書の発行について

所得税確定申告書をご自身で作成し税務署に提出する方に、各種保険税等の納付額確認書を発行しています。

発行には手続きが必要です。

▼対象となるもの
前年1月1日から12月31日までに国民健康保険税等を納付書または口座振替で納付した保険税等の額

▼申請場所 本庁1階税務課

▼必要書類
・本人確認のできるもの(運転免許証等)

▼その他
年金天引き(特別徴収)で納付している場合は、年金支払者から送付される源泉徴収票で各保険税等の納付額を確認できます。また、税務課が行う申告相談会で申告する方は、納付額確認書の提出は不要です。

▼問合せ 税務課庶務諸税係
☎6936

税理士が行う還付申告無料相談

関東信越税理士会大田原支部では、確定申告期にあわせ、会員事務所において還付申告無料相談を実施します。ぜひご利用ください。

▼日時 2月7日(木)
午前9時30分～午後4時

▼場所 関東信越税理士会大田原支部各会員事務所

▼対象者 所得金額300万円以下の給与所得者および年金受給者で、少額の還付申告をされる方

▼相談方法 自宅・勤務先近くの税理士や知り合いの税理士に、前日までに電話にてお申し込みください。

▼問合せ 税理士会大田原支部
☎0287-48-6712
(室井)



那須ブランド推進委員会 第11回那須ブランド認定品募集



町のイメージアップや経済の発展、知名度の向上を図ることを目的として、第11回那須ブランド認定品の募集を開始します。

- ▼認定要件
- ①町で生産され、町の素材、名勝歴史等が活かされていること
 - ②町を域外にアピールすることができること
 - ③生産者、製造者のこだわりがあり、品質が確かであること
- ▼申請資格者 次の①～⑤いずれかに当てはまる方
- ①那須町商工会員
 - ②那須町森林組合員
 - ③那須町観光協会員
 - ④那須野農業協同組合・那須地区組合員
 - ⑤①～④の会員・組合員以外の方
- で、那須ブランド認定委員会が認める方

- ▼募集期間 1月5日(金)～1月31日(水)
- ※原則として、第1回～第10回認定品を含め1事業所1品目(種類)の認定になります。
- ▼認定品等の取扱い 商品(サービス)等が認定されますと、認定品に対して那須ブランド認定書を交付し、認定品を周知するため、認定品カタログ、ホームページ等に掲載します。
- ▼登録料 1件10,000円
- ▼詳しくはお問い合わせください。
- ▼問合せ 那須ブランド推進委員会事務局(町商工会)
☎ 0231
✉ nasu_net@shokokai-tochigi.or.jp

農家民泊をひろげよう 開設のための 説明会を開催します



本町には、豊かな自然はもちろん、沢山の体験素材と人の温かさがあります。都会で暮らす子どもたちは、土や川に触れる機会も少なく、星を見た事がないという子もいます。その子どもたちが、畑作業、農村でのふれあい、交流を通して地域の暮らしに親しむことで、学ぶだけではなく感動を味わうことができるのが、農家民泊です。来る人も受け入れる人も元気になる農家民泊を開設するための説明会を開催いたします。

▼日時 1月24日(水)
午後6時30分～午後8時

▼場所 伊王野基幹集落センター

- ▼対象者 町内在住の農家の方(家庭菜園程度でも可能です)
- ▼講師 大田原ツーリズム、那須町農業公社、町内農家民泊実践者
- ▼その他
- ①農家民泊の受け入れは、農業研修ではないため、家庭菜園程度であっても学べることはたくさんあります。そのため、兼業農家であっても実施が可能です。
 - ②お客様をもてなすわけではなく、あくまで「日常生活に子どもたちを迎え入れ、共に過ごす」ことが受け入れの基本です。
 - ③受け入れには簡易宿所の許可が



必要となりますが、町農業公社が手続きを代行します。

④ボランティアではなく、受け入れをした分の収入が得られます。

▼申込み・問合せ 那須町農業公社
☎ 735545

請求期限が迫っています 第十回特別弔慰金

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に特別弔慰金が支給されます。請求手続きがまだお済みでない方は、手続きをされますようお願いいたします。

▼対象者

- ①平成27年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入替わります。

④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。

- ▼支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
- ▼請求期間 4月2日
- ※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができません。

- ▼申込み・問合せ 保健福祉課 福祉係 ☎ 6917

あなたの空き家を有効活用 空き家バンク事業に 物件登録しませんか

町では、空き家の有効活用をとおし、定住人口及び交流人口の増加ならびに地域の活性化を図るため、平成27年9月から空き家バンク事業を実施しています。

昨年11月末現在、空き家の物件登録は17件、利用者登録は57件です。利用希望者に対して登録物件が大幅に不足しており、移住・定住を希望している方たちのニーズに対応できていない状況です。

そこで、皆さんがご持ちの空き家をもう一度有効活用してみませんか。また、空き家を借りたい、買いたいという方の登録も受け付けています。

【空き家とは】個人が居住を目的に町内に建てた建物（固定資産課税台帳に登録されているものに限ります）とその敷地で、住む人がいない、または今後も住む予定がないものを『空き家』としています。ただし、民間事業者による賃貸、分譲等の営利目的で建てられたものや、別荘として利用するものを除きます。

※その他の詳細は、町ホームページをご覧ください。直接ふるさと定住課へご連絡ください。

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎ 026955

空き家の適正管理に ついてのお願い



近年、全国的に適正な管理が行われていない空き家等が防火、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。適正に管理されていない空き家等について、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家の活用等の対応が必要とことから「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年5月に全面施行されました。

この法律では「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理に努めるものとする」と規定され、所有者等が自らの責任により適切に対応することが明

確化されています。空き家は個人の財産であり、所有する空き家が原因で周辺住民等に危害を与えた場合は、その所有者（相続人を含みます）や占有者等が責任を負うことが法によって定められており、損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

安全に安心して暮らせるまちづくりの推進のため、空き家等の適正な管理に努めていただきますようお願いいたします。

※適正に管理されていない所有者不明の空き家に関することでお困りの方は、ご相談ください。

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎ 026955

那須町住宅建設資金利子補給制度について

- 町内で住宅を新築・増改築を行う方にお知らせです。金融機関から住宅の新築または増改築に必要な資金の貸付けを受けた方に対し、利子の一部を補助します。
- ▼貸付限度額 500万円以内
 - ※貸付けを受けている金額のうち利子補給の対象となる限度額
 - ▼利子補給率 年度末貸付残高に対し年利2%以内の割合を乗じて得た額
 - ※平成29年度 0.6%
 - ▼期間 金融機関から貸付けを受けたときから5年以内
 - ▼補助対象者の条件
 - 町内に住所を有する者および町に住所を有しようとする者
 - 町内に自分の住宅を新築または増改築し、金融機関から住宅建設資金の貸付金を50万円以上受けている者
 - 対象となる住宅は、新築で延床面積200㎡（約60坪）以内、増改築は既設面積を含め200㎡以内
 - ※詳しくはお問い合わせください。
 - ▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎ 026955

プログラミングデイ in 那須町



2020年小学校プログラミング必修化に向けて、学校・地域が連携して子どもたちの学びの場をつくる取り組みが始まっています。

さまざまなプログラミング教材を体験したり、ワークショップに参加したりすることを通じて、プログラミングによるものづくりを身近にする体験機会を提供します。

日時・場所

1月13日(土) 東陽小学校
2月3日(土) 町文化センター

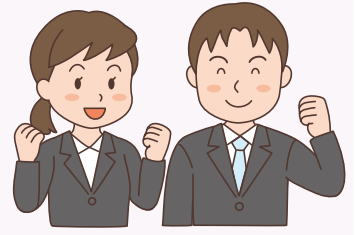
- ▼対象 教育関係者・町在住の児童生徒・保護者・町在住の方（子ども同伴可）
- ▼問合せ 学校教育課 ☎ 026922
- ※最新情報はFacebookページをご確認ください。



平成30年度臨時職員の登録希望者を受け付けます

町では臨時職員として働くことを希望する方に、あらかじめ希望する職種等を登録していただき、臨時職員を募集する際に必要に応じて雇用条件に合う方を登録者の中から選考し、任用しています。

なお、この制度は任用を確約するものではなく、また他に就職したり、進学したりすることを拘束するものではありません。 ■問合せ 総務課秘書室 ☎72-6901



- ▼登録条件 登録を希望する職種に必要な資格免許を取得している方で、那須町に通勤可能な方（地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する人は登録できません）
- ▼募集予定職種 事務補助員、保育園保育士、保育園用務員、保育園調理員、学校用務員、学校調理員、教育活動指導助手、作業員等
- ▼登録受付期間 随時
- ▼提出書類
 - 臨時職員登録申込書（総務課、また町ホームページからダウンロードできます）
 - 資格が必要な職種については資格証明書の写し
- ▼提出方法 総務課へ持参または郵送で提出してください。
- ▼任用方法 臨時職員の任用を必要とするときに、雇用条件に合う方を書類選考し必要とする職場の担当者から面接等の連絡をします。
- ※各課業務の必要に応じての任用となります。希望職種の登録者が多い場合や勤務条件が合わない等、登録期間内に任用されない場合がありますのでご了承ください。
- ▼登録有効期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日（1年間）
- ※年度途中の申込みについても、登録有効期間は平成31年3月31日までとなります。

保育園臨時職員募集

- 保育士
 - ▼募集人員 若干名
 - ▼内容 保育士業務全般
 - ▼勤務場所 町内の保育園
 - ▼雇用期間 4月1日～9月30日（期間延長の契約更新あり）
 - ▼勤務日数 月20日程度
 - ※応相談
 - ▼休日等 土日・祝日
 - ※月1回程度土曜日の出勤があります。
 - ▼勤務時間
 - ①午前8時30分～午後5時15分
 - ②午前7時30分～午前9時30分

学校臨時職員等募集

- 教育活動指導助手
 - ▼募集人員 若干名
 - ▼職種 教育活動指導助手、複式学級解消助手、理科支援助手
 - ▼内容 町立小中学校の複式学級や特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍する学級での学習指導や生活指導の補助
 - ▼雇用期間 4月1日～平成31年3月31日の所属学校長が勤務を命ずる日（長期休業期間を除く。6カ月経過時に更新）
 - ▼勤務時間（原則）
 - ・小学校 1日当たり5時間45分
 - ③午後4時～午後7時

外国語指導助手（ALT）

- 外国語指導助手（ALT）
 - ▼募集人員 若干名
 - ▼内容 小学校における外国語授業等の補助
 - ▼雇用期間 4月1日～平成31年3月31日の所属学校長が勤務を命ずる日（長期休業期間を除く）
 - ▼勤務場所 町立小学校
 - ▼勤務時間 1日当たり5時間45分
 - ▼条件 ①英語を母国語とするか、同程度の英語力を有すること

- ▼雇用期間 職種により異なりますが、原則6カ月となります。（最長1年以内）
- ▼賃金・通勤手当 町規定により支給します。（賃金8000円、通勤手当片道2km）
- ▼福利厚生 勤務形態により社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険の適用があります。
- ▼その他 臨時職員として任用されている間の身分は地方公務員となりますので、守秘義務や営利企業等の従事制限（兼業の禁止）等、地方公務員としての義務が課せられることとなります。

- ▼賃金 月額8,600円
- ▼通勤手当 町規定により支給
- ▼福利厚生 町規定により社会保険、雇用保険、労災保険に加入、有給休暇・特別休暇
- ▼必要な資格等 保育士資格（ブランクがある方も是非ご応募ください）
- ▼申込み 総務課秘書室で町臨時職員の登録をしてください。（随時受け付けています）
- ▼採用決定 面接実施後、本人に通知いたします。

- ・中学校 1日当たり7時間45分
- ▼資格 原則として、小・中・養のいずれかの教員免許状を有する者（取得見込み含む）
- ▼賃金 時給1,300円
- ▼通勤手当 町規定により支給
- ▼福利厚生 社会保険、雇用保険に加入
- ▼申込み 町臨時職員に登録後、申込書・履歴書・教員免許状の写しを1月24日(木)までに学校教育課に提出してください。郵送可。
- ※申込書は学校教育課にあります。町ホームページからダウンロードできます。
- ▼採用決定 面接実施後、本人に通知します。